

欧州統一特許裁判所の6か月間の判例紹介

令和7年度国際活動センター欧州・アフリカ部 欧州単一特許グループ

加藤 佳史、山崎 崇裕、十河 誠治、北出 英敏、村上 智史

要 約

欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court、以下「UPC」と略す。）が運用開始されて3年程経過し、多くの命令・判決が蓄積された。本稿では、2025年3月～9月の審理結果を分類して件数が多かった審理対象である裁判費用、裁判管轄、書類閲覧、裁判期日および民事保全に係る判例を紹介する。

目次

1. はじめに
2. UPCの判決・命令の概要
 2. 1 調査範囲における統計データ
 2. 2 審理対象の概要
3. 主要な審理対象の判決の紹介
 3. 1 裁判費用
 3. 2 裁判管轄
 3. 3 書類閲覧
 3. 4 裁判期日
 3. 5 民事保全
4. おわりに
5. 参考文献等

1. はじめに

UPCが運用開始されて3年程経過し、この間多くの命令・判決が蓄積された。筆者らが所属する国際活動センター欧州・アフリカ部の欧州単一特許グループは2024年度の活動成果として手続上の3つの命令・判決をまとめ、本誌に掲載した⁽¹⁾。2025年度は6か月間のUPCの命令・判決の審理対象を調査・俯瞰する活動を行った。本稿では調査した審理対象の内、件数の多いものを5つ選択して、それぞれについて任意に抽出した命令・判決について紹介する。

2. UPCの命令・判決の概要

2. 1 調査範囲における統計データ

2025年3月～9月を調査期間としUPCの裁判記録をホームページ⁽²⁾から命令・判決を閲覧して審理対象ごとの件数をカウントして棒グラフとした（図1）。

調査期間の命令・判決の数は約580件である。同じ期間の我が国の知的財産に係る判例（特許・実用新案権の民事訴訟・仮処分事件）の公開されている記録の数が55件であったことを考慮すると、非常に多い。この理由は、図1に示すように、本案の判決（終局判決）のみでなく本案の審理過程における原告、被告双方の請求又は抗告に対する命令・判決が含まれるからである。

UPC締約国が24か国で、その内18か国が批准している（2026年2月現在）ので、一つひとつの命令等を記録

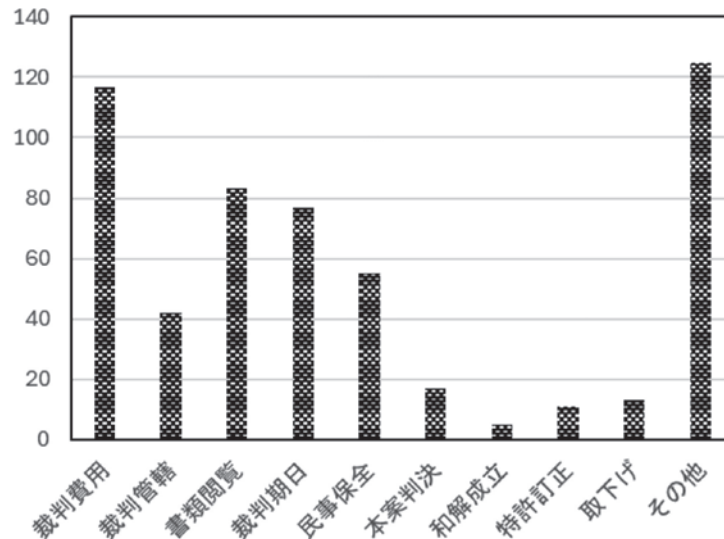


図1 2025.3.11～2025.9.18のUPC命令・判決の審理対象ごとの件数

に残さないと双方の解釈の違いなどにより審理運営に支障がでるからであると思われる。

2. 2 審理対象の概要

図1に示すように、2025年3月11日から2025年9月18日までのUPCの命令・判決の主な審理対象は、件数が多い順に、裁判費用、書類閲覧、裁判期日、民事保全⁽³⁾、裁判管轄である。以下にこれらの5つの審理対象について任意に選択した事件についての概要と裁判所の判断を紹介する。

裁判所の判断については主に判決文（可能な限り全文）の参考訳を記載した。日本で外国の裁判記録を閲覧することは非常に難しい。しかし、UPCは上述のように全ての命令・判決の全文を公開しているので、判決文からEU諸国の裁判官の考え方が垣間見られるのではないかとと思われるからである。

3. 主要な審理対象の判決の紹介

3. 1 裁判費用

----- 本案の決定に対する控訴審が係属中という状況だけでは、費用決定の
為の手続の停止を命じる十分な理由にはならないと判断された事件⁽⁴⁾-----

UPCの手続規則第295条(m)は、裁判所が、司法の適正な運営上必要なその他の場合に訴訟手続を停止できることを定める。ここでは本訴での第一審判決に対する控訴審において、控訴人側から出された費用決定の手続の停止が、公平性等の点から認められないとしたパリ中央支部の決定を紹介する。

(1) 経過

Roche Diabetes Care GmbH（以下「申立人」）は、欧州特許第2196231号の特許権者である。当該特許に対し、被申立人ら（Tandem Diabetes Care, Inc. および Tandem Diabetes Care Europe B.V.）は、特許取消訴訟をUPCパリ中央支部に提起したが、2025年1月20日に特許維持の決定がされた（ACT_589997/2023 UPC_CFI_454/2023）。申立人は特許取消訴訟に関する費用決定を求める申し立てを提出し、112,300.00ユーロの費用を申立人に支払うことを被申立人に命じるよう、裁判所に対して要求した。

申立人は、上記訴訟費用として、総額211,441.40ユーロ（代理人費用203,818.02ユーロ、旅費7,323.38ユーロ、裁判費用300.00ユーロ）を負担したものの、代理人費用の請求額は、関連規定で定められた償還可能費用の上限である112,000ユーロまでに制限されていると主張した。

被申立人らは、2025年3月21日付けの提出書類において、申立書の2ページ目に記載されている請求額112,300.00ユーロと申立書の14ページ目に記載されている請求額120,300.00ユーロとの間に矛盾があると指摘した。さらに被申立人らは、口頭審理に出席した申立人の社内参加者4名に係る旅費についても異議を唱えた。被申

立人らは、最終的に、本案決定に対する控訴が審理中である間は、本件の審理を停止するよう求めた。

(2) 裁判所の判断

1) 命令

「i) Roche Diabetes Care GmbH が取消訴訟 UPC_CFI_454/2023 で負担した費用を 117,741.62 ユーロと決定する。
ii) Tandem Diabetes Care, Inc. および Tandem Diabetes Care Europe B.V. に、本決定の送達日から 3 週間以内に連帯して支払うよう命じる。」

2) 命令の理由

「被申立人らが提起した審理の停止要請は、本案の決定に対する控訴が係属中であること、および、控訴が認められ、訴訟費用の支払い義務を負う当事者に関する判決が覆った場合、その件で支払われた金額の返還を求めるさらなる不必要な措置が行われる危険性があることから、論理的および法的秩序上の理由から予備的に審査されなければならない。この点に関して、手続規則第 295 条 (m) は、裁判所が「司法の適正な運営上必要なその他の場合」に訴訟手続きを停止できることを認めていることに留意する必要がある。この規則は、訴訟手続きを停止する裁量権を裁判所に与えており、この裁量権は、合理的期間内に有効な法的救済を受けるという基本的な権利だけでなく、比例性、柔軟性、公平性、衡平性の原則に従って行使されなければならない。」「手続規則」前文の第 2 項)。

とはいえ、当裁判所は、本案の決定に対する控訴が係属中であるという状況だけでは、費用決定手続きの停止を命じる十分な理由にはならないと指摘する。異なる結論は、敗訴した当事者が、単に控訴することによって費用支払命令の延期を不当に得ることができることを意味するだろう。そして、これは合理的ではないように思われ、勝訴した当事者の迅速な費用弁済を受ける権利を不当に犠牲にすることになる。

当裁判所は、この点に関して第一審裁判所が下した判決を控訴裁判所が破棄した場合に、申立人が訴訟費用として受け取った金額を返還できないというリスクについて、被申立人らはいかなる主張もしていないことを指摘する。

被申立人は、費用に関する決定は、本案判決に対する控訴が認められる可能性によって覆される可能性があり、その結果、無駄な、あるいは誤った銀行取引が発生し、不必要な手続きと裁判費用が増加する可能性があるとして指摘している。当裁判所の見解では、支払われた金額の返還は、特に、受取人にとっては、銀行口座の詳細を伝えるだけで済むものであって、負担の大きい行為を伴うものではなく、また、いかなる場合においても司法の運営を妨げるものではないことから、この状況は、審理停止の申し立てについて異なる評価を課することができる事実を構成するものではない。したがって、被申立人の審理停止の請求は却下されなければならない。

申立人が賠償を求めている費用については、申立書の冒頭部分 2 ページでは 112,000 ユーロと記載され、最終結論部分 14 ページでは 120,300 ユーロと記載されていることから、申立書の内容は実際のところ全体として明確ではない。当裁判所は、申立書全体を読めば、当該請求は、代理費用の請求額が 112,000 ユーロに制限されていることを意味すると理解されるべきである。本件のような訴訟における訴訟費用の上限額が 1,000,000 ユーロであることを考慮すれば、本件における費用の合計が請求金額を大幅に上回るものであろうとも、当裁判所は、申立書全体を読めば、当該請求内容が代理費用の請求額を 112,000 ユーロに制限するという意味であると理解されるべきものであると判断する。申請書にはさらに、最終審理に関連して発生した旅費（当該審理に参加した社内企業の代表者 4 名に係る旅費を含む）の償還請求（合計 7,323.38 ユーロ）と、主任判事の命令に対する合議体による審査請求に関連して支払われた訴訟費用（合計 300.00 ユーロ）の償還請求が含まれている。

弁護費用については、2023 年 4 月 24 日の行政委員会の決定に基づき、本件のような事件について 1,000,000 ユーロという上限が定められており、この上限は弁護費用にのみ適用される。これらの費用は十分に文書化されており、必要かつ不相応なものではないと考えられる。当裁判所は、被申立人から、費用額に関する異議が申し立てられていないことを指摘する。

口頭審理への出席のための旅費について、被申立人は、当事者に係る旅費について異議を唱え、その数が多すぎる（4 人）ことと、遠隔での参加が可能であることを強調している。この点について、当裁判所は、法定代理人が負担した旅費（3,488.36 ユーロ）は、十分に文書化されており、被申立人によって原則的にも金額的にも争われて

いないため、全額認められるべきであると考ええる。しかしながら、当事者の旅費については、手続上の証拠及び裁判所の裁量的評価に鑑み、具体的には社内代理人2名についてのみ必要であるとみなすことができ、(筆者注：黒塗りのため、算出の根拠は判別不能)それぞれ922.13ユーロ及び1,031.13ユーロである。したがって、補償されるべき旅費の総額は5,441.62ユーロとなる。

最後に、被申立人らが争っていない300ユーロの裁判所手数料についても、訴訟との明らかな関連性と、裁判所によって完全に却下されていない請求に関連するという事実を考慮して、認められなければならない。

以上のことから、申立人が負担した費用は、本件訴訟においては、117,741.62ユーロと算定される。」

(3) 適用条文

Rules of Procedure of the Unified Patent Court (抜粋)

Preamble

2. The Rules shall be applied and interpreted in accordance with Articles 41 (3) , 42 and 52 (1) of the Agreement on the basis of the principles of proportionality, flexibility, fairness and equity.

(手続規則 前文)

2. 本規則は、比例性、柔軟性、公平性及び衡平性の原則に基づき、協定第41条第3項、第42条及び第52条第1項に従って適用及び解釈されるものとする。)

Rule 295 – Stay of proceedings

The Court may stay proceedings:

(m) in any other case where the proper administration of justice so requires.

(手続規則 第295条 手続の停止)

裁判所は、以下の場合に訴訟手続を停止することができる：

(略)

(m) その他、適正な司法の運営上必要とされる場合。)

Agreement of a Unified Patent Court (抜粋)

Article 41 Rules of Procedure

(3) The Rules of Procedure shall guarantee that the decisions of the Court are of the highest quality and that proceedings are organised in the most efficient and cost effective manner. They shall ensure a fair balance between the legitimate interests of all parties. They shall provide for the required level of discretion of judges without impairing the predictability of proceedings for the parties.

(統一特許裁判所協定(UPCA)第41条 手続規則)

(3) 手続規則は、裁判所の判決が最高の質を有すること、及び手続が最も効率的かつ費用対効果の高い方法で行われることを保証するものとする。手続規則は、すべての当事者の正当な利益の公正な均衡を確保するものとする。手続規則は、当事者にとって手続の予測可能性を損なうことなく、裁判官に必要な水準の裁量権を規定するものとする。)

Article 42 Proportionality and fairness

(1) The Court shall deal with litigation in ways which are proportionate to the importance and complexity thereof.

(2) The Court shall ensure that the rules, procedures and remedies provided for in this Agreement and in the Statute are used in a fair and equitable manner and do not distort competition.

(第42条 比例性と公平性)

(1) 裁判所は、訴訟の重要性及び複雑さに応じた方法で訴訟を処理する。

(2) 裁判所は、本協定及び規程に定める規則、手続及び救済措置が公正かつ衡平に適用され、競争を歪めないことを確保する。)

Article 52 Written, interim and oral procedures

(1) The proceedings before the Court shall consist of a written, an interim and an oral procedure, in accordance with the

Rules of Procedure. All procedures shall be organized in a flexible and balanced manner.

(第52条 書面手続、中間手続及び口頭手続)

(1) 裁判所における審理は、手続規則に従い、書面手続、中間手続及び口頭手続により構成される。すべての手続は、柔軟かつ均衡のとれた方法で行われるものとする。)

(4) まとめ

本件では、対象特許の取消に関する第一審において維持決定がなされた場合、当該決定に対する控訴が係属中であるというだけでは、費用決定の審理手続を停止するための十分な理由にはならないことを示した。

被申立人は、控訴で判決が覆った場合に訴訟費用の支払いに対する手続が複雑化することを挙げているが、裁判所は、被申立人側が訴訟費用支払いを遅延させる可能性があること、および、手続の複雑化は事実上発生しないと結論づけている。

申立人側に対しては、申立書内で記載された金額に整合性がないことを指摘しているものの、申立書全体から代理人費用を理解した上で、その金額を認めている。一方、口頭審理に参加した社内代理人の人数に関しては、その内容に鑑み、実際の参加人数よりも少ない人数が妥当であるとして費用を算定している。詳細は不明であるが、企業が訴訟や特許保護に関連して負担した費用にも機密性が認められる可能性があることを示している。

本件決定からは、特許異議訴訟の控訴審において、第一審の訴訟費用の申立がなされる可能性があることに留意する必要があるといえる。また、訴訟費用を請求される側にとっては、訴訟費用の決定の審理を停止するためには、司法運営に必要があると認められる理由を提示して認められなければならないため、審理の停止を要請しても認められるのは難しいように思われる。

(十河誠治)

3. 2 裁判管轄

----- 被告住所地が UPC 加盟国内にあれば、UPC 非加盟国内での侵害

行為についても UPC の裁判管轄権が及ぶと判断された事件⁽⁵⁾-----

UPC 協定 (UPCA) 第 25 条は、特許権者がその特許権を行使する可能性を「締約加盟国の領域」に限定することを明確に定めるが、近年の裁判例では、ブリュッセル規則第 71 条 (b) (2) および (3) に規定される UPC の「ロングアーム」管轄権による仮処分がなされる傾向にある。ここでは、本訴被告の予備的異議申し立てに対し、UPC ミラノ地方部により示された判断を紹介する。

(1) 経過

Dainese S.p.A (以下「本訴原告」) は、2024 年 8 月 8 日、EP4072364 特許について「保護対象地域 (UPCA 締約加盟国領域および非加盟国のスペイン)」における特許権侵害を主張し、被告 6 社に対して訴訟を提起した。このうち本件では、UPC 加盟国であるイタリアに住所を有する Alpinestars S.p.A (以下「本诉被告 1」) が対象となっている。

本訴原告は、恒久的差止命令、違反時の制裁金、是正措置、侵害確認、製品回収、流通からの最終的除去、侵害製品および関連資材・器具の廃棄、情報提供命令、判決の掲示・公表、連帯責任による損害賠償、訴訟費用の支払等を求めた。

これに対し、本诉被告 1 は 2024 年 11 月 19 日、手続規則第 19 条第 1 項に基づき予備的異議を提出し、以下を申し立てた。

- A. UPC は当該特許侵害について裁判管轄権を有しない。
- B. (A に代替して) 本訴は不適法である。
- C. (A および B に代替して) スペインにおける EP4072364 特許の国内有効化部分に関する侵害について、UPC は管轄権を有しないため、その限度において請求は却下されるべきである。

D. (Cに代替して) 同第19条第6項に基づき、答弁書提出期間を本予備的異議決定から3か月に延長すべきである。

E. 裁判費用は原告の負担とする。

2024年12月3日、Daineseはこれに対する答弁書を提出し、本訴被告1の予備的異議は本訴被告2(他社)が既に提出したものと同一であるとして、予備的異議申立の却下を求めた。

(2) 裁判所の判断

1) 命令

「i) Alpinestars S.p.A が申し立てた予備的異議を却下する。

ii) 裁判費用は本案訴訟手続において処理する。」

2) 命令の理由

A. 裁判管轄権欠如の主張について

(判決文内容が黒塗りによりマスキングされているため判読できないが、決定の趣旨からすると主張は認められなかったと思われる。)

B. 不適法主張について

「申立人(本訴被告1)は、本訴原告の提起した訴えを不適法であると主張するが、(理由の一部が黒塗りでマスキングされている)～であるため、当該主張はRoP第19条の予備的異議の範囲外であり、不適法である。

UPC控訴裁判所は、「RoP第19条第1項の予備的異議の類型は網羅的であり、濫用的手続や明白な理由の欠缺といった抗弁は含まれない」と判示している(UPC_CFI_471/2023、2024年9月2日)。

このような抗弁は本訴終局判断において検討されるべきであり、予備的異議としては考慮されない。

以上より、申立人の主張は理由がない。」

C. スペインにおける管轄権欠如の主張について

「本件は、改正規則(EU)1215/2012、UPCA第31条、第34条、CJEU判決(特にC-399/22、2025年2月25日)、およびUPC判決に照らして判断される。本裁判所の国際裁判管轄権は、規則(EU)1215/2012により定まる(UPCA第31条)。UPCは、同規則71aにより加盟国裁判所とみなされる。したがって、ブリュッセルI改正規則およびCJEUの解釈はUPCにも適用される。CJEU(C-399/22、2025年2月25日)は、「被告住所地裁判所は、他加盟国で付与された特許の侵害訴訟について、被告が有効性を抗弁として争った場合であっても、侵害判断の管轄権を失わない」と判示した。UPCA第24条第4号は、有効性・登録に関する争いに限定される例外規定である。

よって、加盟国裁判所とみなされるUPCは、被告の住所地裁判所である場合、UPC非加盟国で有効化された欧州特許に関する侵害についても管轄権を有する(いわゆるロングアーム管轄)。規則71bは、非締約国に関する欧州特許紛争も包含しており、UPCA第34条もこれに反しない。

したがって、被告がイタリアに住所を有する場合、ミラノ地方部はユニバーサル管轄権を有する。

本件異議申立においてAlpinestars S.p.A(被告1)は、スペインにおけるEP4072364特許の国内有効化部分に関する管轄のみを争っているが、同被告1はイタリアに本店を有するため、ミラノ地方部は被告住所地の裁判所であると言え、非加盟国であるスペインについても管轄権を有する。

以上により、本件予備的異議は理由がない。」

(3) 適用条文等

UPCA(抜粋)

Article 31 – International jurisdiction

The international jurisdiction of the Court shall be established in accordance with Regulation (EU) No 1215/2012 or, where

applicable, on the basis of the Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (Lugano Convention).

(統一特許裁判所協定第31条 国際裁判管轄)

統一特許裁判所(UPC)は、本協定第32条および関連条項に基づき、当該協定の対象となる欧州特許および単一効特許に関する訴訟について国際的裁判管轄権を有する。UPCの国際管轄は、協定加盟国の裁判管轄規則に従うものとする。)

Article 34 – Territorial scope of decisions

Decisions of the Court shall cover, in the case of a European patent, the territory of those Contracting Member States for which the European patent has effect.

(第34条 決定の領域的効力)

統一特許裁判所による決定は、欧州特許に関しては、その欧州特許が効力を有する締約国の領域全域に及ぶものとする。)

RoP (抜粋)

Rule 19 – Preliminary objection

1. Within one month of service of the Statement of claim, the defendant may lodge a Preliminary objection concerning:

- (a) the jurisdiction and competence of the Court, including any objection that an opt-out pursuant to Rule 5 applies to the patent that is the subject of the proceedings;
- (b) the competence of the division indicated by the claimant [Rule 13.1 (i)];
- (c) the language of the Statement of claim [Rule 14].

2. A Preliminary objection shall contain:

- (a) particulars in accordance with Rule 24 (a) to (c);

3. The Preliminary objection shall be drawn up in the language pursuant to Rule 14.

(手続規則第19条 予備的異議申立)

1. 訴状の送達後1か月以内に、被告は次の点について予備的異議を申し立てることができる:

- (a) 裁判所の管轄権および適格性(Rule 5に基づくオプトアウト適用を含む)
- (b) 原告が指定した裁判区(地方部)の適格性
- (c) 訴状の言語

2. 予備的異議は、Rule 24 (a) – (c) に応じた明細事項、被告の求める決定・命令、理由および必要な事実・証拠を記載しなければならない。

3. 上記期間内に予備的異議を申し立てない場合、裁判所の管轄権および地方部の適格性を受け入れたものとみなされる。)

(4) まとめ

本決定の要点は、被告の住所地がUPC加盟国(本件ではイタリア)にある限り、UPC(ミラノ地方部)は、UPC加盟国において有効な欧州特許だけでなく、UPC非加盟国(本件ではスペイン)で有効化された欧州特許の侵害についても裁判管轄権を有する、というものである。これは、CJEU判決(C-339/22)を踏まえた「被告住所地裁判所によるユニバーサル管轄(ロングアーム管轄)」の判断を確認するものである。

したがって、被告がUPC加盟国(例:イタリア)に住所を有するものであれば、その住所地のUPC地方部に提訴することで、UPC加盟国のみならず、UPC非加盟国(例:スペイン)において侵害が発生している事案についてまでも、UPCに侵害の判断を委ねる権利を原告は得ることができることになる。

これは逆に、被告の立場からすると、裁判管轄を理由とする防御策が有効でないことを意味している。仮にUPC非加盟国での特許権侵害については判断を分離するよう申し立てたとしても、UPCはロングアーム管轄権を理由に申し立てを受け入れないため、侵害訴訟の対象範囲を狭めることができない。

このように、UPCにおける侵害訴訟では、「どの国で特許を侵害しているか」よりも、「どの国に被告としての住所（法人）があるか」の方が重要となるため、多国籍企業においては訴訟リスクを基準に会社組織を配置しておく必要がある。例えば、欧州域内の統括会社がUPC加盟国に存在する場合、当該国のUPC地方部が被告住所地裁判所になるため、仮に特許権侵害を訴えられた場合はUPC加盟国全域だけでなく、加えてUPC非加盟国についてまで一括して侵害を主張され得ることになる。これは、1社の住所が全欧州リスクを負うことを意味する。

原告の立場からすれば、多国籍企業を欧州特許権侵害でUPCに提訴しようとする場合、加盟国のどこかにある被告企業拠点の住所地を選べばよいのであり、どの国で侵害されたかは問題にならないため、訴訟戦略として有効であると思われる。

ここから考え得る措置としては、例えば日本企業が欧州域内に製品市場を有していても、事業を統括管理する主体は日本国内に残しておく、あるいはUPC非加盟国（現スペイン、ポーランド）に拠点を置く等して、UPC加盟国内に被告となる住所を持たないようにすれば（事業上現実的でないかもしれないが）、表面的にはUPC裁判管轄からは外れることができると思われる。

（山崎崇裕）

3. 3 書類閲覧

----- 陳述書および証拠へのアクセス申し立て⁽⁶⁾ -----

本件は、同じ欧州特許に対してEPO審判部での審理とUPCでの取消訴訟とが並行係属している件について、一般公衆による書類閲覧の申し立てがなされた事案である。本件UPC控訴審（以下「裁判所」）は、UPC控訴裁判所の「Ocado事件※（後述）」で示された基準に依拠しつつ、申立人の利害関係などを検討し、条件付きで閲覧を許可する決定を行った。本件では、特に、訴訟過程で提出された陳述書や証拠が訴訟終結前に一般公衆に開示される際の判断基準が示された。

なお、手続規則第262条は、「登録簿への公衆のアクセス」について規定している。このUPC手続規則によれば、裁判所の「決定及び命令」は公表される一方で、訴訟過程で当事者によって提出される「陳述書及び証拠」の公表の可否については、申し立てに基づいて、裁判所が判断することになっている。また判例としては、UPC控訴裁判所の2024年4月10日の決定（「上記Ocado事件」）が、一般公衆への裁判記録の公開に関する下記の基準を示している。

（1）経過

1) 対象特許及び特許権者

2021年8月5日に、「欧州特許EP3498115」（「本件特許」）についての特許付与の決定がなされた。特許権者は、Juul Labs International, Inc.,（米国・サンフランシスコ）である。

2) EPOにおける審理

2022年5月31日に、Nicoventures Trading Limited（英国・ロンドン）が、欧州特許庁に異議申し立てを行った。本件決定時点で、当該異議申し立てに係る審判がEPO審判部に継続中であった。

3) UPCにおける審理

2023年9月13日に、NJOY Netherlands B.V.（オランダ・アムステルダム）が、UPCパリ中央部に特許取消訴訟を提起した。第一審（パリ中央部）の2024年11月5日付判決によって、Juul Labsの欧州特許EP3498115B1がドイツ・フランスを含む12か国で無効とされた（取消訴訟ACT_571669/2023、UPC_CFI_309/2023）。その後、控訴裁判所（CoA）に控訴された（本件申立の対象となる控訴審）。

4) 本件申し立て

EPOへの異議申し立人であるNicoventuresは、本件特許にかかるUPC控訴審において、Juul LabsおよびNJOYにより提出されたすべての陳述書および証拠について、即時のアクセスを求める申し立てを行った（UPC手続規則第262条）。本申し立ては、控訴申立書（控訴準備書面）、補正要請に対する正式な応答書へのアクセスを求めるとともに、これらの文書と異なる限度においてさらに訂正控訴申立書へのアクセスも求めた。さらに、本件申し立

てでは、上記に列挙された特定の文書に加え、NJOY 又は Juul Labs のいずれかにより提出された陳述書又は証拠に該当するものであって、上記に列挙されていないその他の文書も含んでいた。さらに、本件申し立ては、本件申し立てに関する命令が出された時点において CMS に記載されている、本件控訴審において両当事者により提出されたすべての陳述書および証拠についても、即時のアクセスを求めた。

5) 当事者からの意見の求め

裁判所は、Nicoventures による陳述書および証拠へのアクセス申し立てについて、UPC 手続規則第 262 条第 1 項 (b) に基づき、当事者である Juul Labs および NJOY から意見を聴取した。

(2) 裁判所の判断

1) 「直接的な利害関係」の検討

裁判所は、まず、先例である Ocado 事件で示された上記の基準を参照しつつ、下記のように述べて、申立人である Nicoventures は、直接的な利害関係を有することを明示した一般公衆であると認定し、陳述書および証拠への即時のアクセスを認めた。

「(申立人である) Nicoventures は、自らが、本件特許の有効性に関する具体的な法的手続の当事者であり、当該有効性について直接的な利害関係を有すると主張している。その理由として、同社は欧州特許庁 (EPO) において当該特許の付与に対する異議申し立てを行い、2024 年 3 月 4 日付の異議部の決定により特許が取消され、現在、その決定に対する控訴手続 (Appeal) が欧州特許庁審判部に係属中であることを挙げている。陳述書および証拠へのアクセスを求める理由は、同一特許に関する並行する欧州特許庁 (EPO) の控訴手続において、必要に応じて最も早い機会にこれらを提出できるようにするためである。

Nicoventures の申し立てが許容される限りで、アクセスに関する同社の利害関係についての主張は、即時のアクセスを認めるための要件を充足している。

このような直接的な利害と、手続の衡平性という一般的利益とを比較衡量すると、通常は、当該手続における書面による主張書 (書面弁論) および証拠へのアクセスを認める方向で判断されることになる。(Ocado 事件、54 段落参照)。」

2) アクセスできる対象書類

また裁判所は、申立人である Nicoventures にアクセスが認められる訴訟書類の「範囲」に関して、下記のとおり述べて、一部の訴訟書類についてはアクセスが認められないとした。

「アクセス申し立てがなされた時点では訴訟記録に含まれていなかったものの、当事者が当該申し立てに対する意見を提出する前に訴訟記録に追加された陳述書又は証拠についても、申し立てにおいてそれらの文書が対象に含まれることが明確に示されている場合には、アクセスを認める決定の対象とすることができる。これにより、当事者の意見聴取を確保しつつ、追加の個別申し立てを行う必要性が軽減される。

これに対し、当事者の意見提出後、又はアクセスを認めるもしくはこれを拒否する決定がなされた後に訴訟記録に追加され得る陳述書又は証拠一般についての包括的なアクセス申し立ては、許容されない。そのような文書については、一般公衆は、新たにアクセス申し立てを行う必要がある。

Juul Labs および NJOY が 2025 年 3 月 31 日に意見を提出した時点では、控訴理由書およびその添付書類である証拠 TP-15 はすでに提出されていた。したがって、これらの文書に関するアクセス申し立ては、許容される。

NJOY 又は Juul Labs のいずれかにより提出された陳述書又は証拠に該当するものであって、上記に列挙されていないその他の文書に関する Nicoventures の申し立てについては、「列挙されていない」との文言が何を意味するのかが明確ではない。仮に本申し立てが関連する他の手続における文書をも含むものと解される場合、そのような申し立てが許容されるとすれば、一般公衆が明示的に特定していない文書について、裁判所が拡張された訴訟記録の中から存在する可能性のある文書を探索する必要性が生じ、裁判所に過度の負担を課すことになる。同様に、当事者にとっても、いかなる文書について意見を述べるべきかを把握することは困難となる。」

3) 条件付きでのアクセス許可

さらに、裁判所は、下記のとおり述べて、訴訟書類へのアクセスを許可するに際して、条件を付した。

「裁判所は、手続の衡平性を適切に保護するため、アクセスを認めるにあたり一定の条件を課すことができ、例えば、手続が終了するまでの間、アクセスを許可された書面弁論および証拠について守秘義務を負わせることがあり得る。これは一般的利益に関わる事項であるため、裁判所は職権によりこれを行うことができる。(Ocado 事件、54 段落参照)

…Juul Labs は、Nicoventures が、本控訴裁判所に係属する本件手続において提出された陳述書および証拠の一部をコピー・アンド・ペーストし、並行して進行中の欧州特許庁（EPO）における異議申立控訴手続において、EPO に提出する準備書面中に引用として再現することが予想され、又は少なくとも、その相当程度の蓋然性があると主張している。これらの準備書面は、欧州特許庁のオンライン登録簿に無条件で公開されることにより、自動的に一般に公開されることになる。Juul Labs によれば、これは本件統一特許裁判所手続の当事者の利益に明らかに反し、当事者の主張書および証拠の機密性を保持しようとする統一特許裁判所協定（UPCA）の原則を損なうものである。

Juul Labs が、本控訴裁判所に係属する本件手続において提出された書面による主張書および証拠の一部が、並行して進行中の欧州特許庁審判部に係属する手続において、そのままの形で再現・引用されるおそれがあると指摘した点については、正当な指摘である。

本件においては、陳述書へのアクセスを認めるに当たり、本件控訴が裁定され、又はその他の方法により終結するまでの間、Nicoventures が、当該書面による主張書又はその一部を、欧州特許庁審判部（EPO 審判部）を含む他の裁判所又は司法機関に提出し、又はこれを他に配布することを禁止する条件を付すのが相当である。もっとも、これは、Nicoventures が、本控訴裁判所に係属する事件において提出された主張（先行技術を含む）を把握すること、及び、自己の事件を支持するために、同一の主張又は先行技術を欧州特許庁審判部その他の場において用いること、又は、当該主張又は先行技術が統一特許裁判所における手続において提出されたものである旨を欧州特許庁審判部に通知することを妨げるものではない。ただし、Nicoventures が、当該書面による主張書（又はその一部）自体を、他の裁判所又は司法機関に提出することは制限される。」

（３） 適用条文等

Rule 262 – Public access to the register

1. …

- (a) decisions and orders made by the Court shall be published,
- (b) written pleadings and evidence, lodged at the Court and recorded by the Registry shall be available to the public upon reasoned request to the Registry; the decision is taken by the judge-rapporteur after consulting the parties.

(手続規則第 262 条 登録簿への公衆アクセス)

1. …

- (a) 裁判所によってなされた決定および命令は、公表されるものとする。
- (b) 裁判所に提出され登録部により記録された、陳述書および証拠は、理由を付した登録部に対する申し立てに基づき、一般公衆に開示されるものとする。その可否についての決定は、当事者の意見を聴取した上で報告裁判官が行う。）

※判例抜粋：Ocado 事件⁽⁷⁾

「…アクセス申し立てがなされた場合には、アクセスを求める一般公衆の利益と、統一特許裁判所協定第 45 条に規定された一般的利益、すなわち、機密情報および個人データの保護、手続の完全性の保護を含む司法の保護、並びに公序、との衡量がなされなければならない。」

「これらの利益は、裁判所の決定により手続が終結した後に、一般公衆に対して陳述書および証拠へのアクセスが認められる場合には、通常、適切に調整され、相互に十分考慮されたものといえる。」

「一般公衆は、前記の一般的利益とは別に、特定の事件における陳述書および証拠について、より具体的な利益を有する場合もある。とりわけ、当該構成員が、競業者又はライセンシーとしても関係する特許の有効性など、手続の対象事項について直接的な利害関係を有する場合には、そのような事情が認められる。一般公衆が、特定の手続の対象事項についてこのような直接的かつ正当な利益を有する場合、その利益は、手続が終結した後のみ生じるものではなく、直ちに存在し得るものである。」

(4) まとめ

裁判所は、本件において、訴訟係属中である UPC 訴訟に対して行われた一般公衆からの書類閲覧申し立てについて、審理・決定を行った。(1) 具体的には、裁判所は、まず、Ocado 事件を参照しつつ検討を行い、申立人である Nicoventures は、対象特許の有効性に関する具体的な法的手続の当事者であり、かつ当該有効性について直接的な利害関係を有することを明示した一般公衆であることを認定し、陳述書および証拠への即時のアクセスを認めた。

また裁判所は、申立人である Nicoventures にアクセスが認められる書類の範囲に関して、申し立ての際に未だ裁判記録として登録されていないものであっても、当事者からの意見聴取前に追加された書類については、その書類が申し立てで明示されている場合にはアクセスが認められるとした。一方で、申し立ての際に訴訟記録になっていない書類であって、当事者による意見提出後に訴訟記録に追加された包袋については、アクセスが認められないとした。

さらに裁判所は、本件でアクセスが許可された書類が並行する EPO 審判部での審理にそのまま使用されると、欧州特許庁のオンライン登録簿に無条件で公開されることにより自動的に一般に公開されることになるので、本件統一特許裁判所手続の当事者の利益に明らかに反し、当事者の主張書および証拠の機密性を保持しようとする統一特許裁判所協定 (UPCA) の原則を損なうものであるとした。そして、欧州特許庁審判部 (EPO 審判部) を含む他の裁判所又は司法機関に提出し又はこれを他に配布することを禁止する条件を付した。

裁判所は、本件審理の対象である一般公衆による訴訟書類へのアクセス可否について、「アクセスを求める一般公衆の利益と、統一特許裁判所協定第 45 条に規定された一般的利益、すなわち、機密情報および個人データの保護、手続の完全性の保護を含む司法の保護、並びに公序、との衡量」という原則に基づいて判断を行ったものと考えられる。特に、アクセスが認められる訴訟書類の範囲に関しては、申し立てにおける対象書類の明確性と、訴訟当事者への意見聴取の機会の確保などを考慮して判断が行われ、一部の書類についてはアクセスが否定された。なお、裁判所は、「条件付き閲覧許可」に関して、訴訟書類から把握される無効主張や先行技術文献等を EPO で使用することを妨げるものではなく、訴訟書類そのものを EPO 等に提出すること自体が禁止されるだけであるとした。

本決定で対象となった「訴訟書類への即時アクセス」は、UPC 裁判所に係属中の訴訟において提出される主張や証拠資料に対して利害関係を有する一般公衆が、当該主張及び証拠資料を EPO 等の他の機関での訴訟活動等で利用するために、特に有用であるが、UPC での訴訟当事者の利害との兼ね合いが問題となりうる。本決定は、そのような即時アクセスが認められる条件及び範囲について基準を示すとともに、条件付きでの即時アクセスの許可も行っていることから、即時アクセス制度の明確化および利用の自由度の観点で意義あるものと思われる。

(村上智史)

3. 4 裁判期日

----- 裁判所が手続経済と審理効率を重視して積極的に事件管理を行った事例⁽⁸⁾ -----

UPC は当事者主導の手続でありながら、裁判所主導の審理管理が強く働き得る制度であることを、本件命令は具体的かつ実務的な形で示している。以下、判決文の和訳を中心に本件を紹介する。

(1) 経過

本事件は、特許権者 Labrador Diagnostics LLC を被告 (Defendant/Applicant) とし、bioMérieux グループ各

社 (bioMérieux UK Limited ほか欧州各国法人 (bioMérieux SA, bioMérieux Deutschland GmbH, bioMérieux Italia S.p.A., bioMérieux Austria GmbH, bioMérieux Portugal Lda., bioMérieux Benelux BV)) が原告 (Claimant/Respondent) として、欧州特許 EP 3 756 767 B1 の無効を求めるものである。

本事例は、統一特許裁判所 (UPC) 第一審裁判所中央部 (ミラノ) が、取消訴訟 (ACT_48305/2024, UPC_CFI_497/2024) およびこれに関連する反訴 (CC_54050/2024, UPC_CFI_571/2024) について、口頭審理 (Oral Hearing, OH) に向けた手続運営を定めた 2025 年 7 月 18 日付手続命令 (Procedural Order) である。

(2) 裁判所の判断

1) EPO 異議手続との関係

bioMérieux France が 2025 年 1 月 31 日に異議申立を行っており、Labrador が既に答弁を提出し、両当事者が EPO での今後の指示待ちであることが確認された (※命令中の “bioMérieux France” は、当事者一覧に記載のフランス法人 (bioMérieux SA) を指すものと理解される)。裁判所は、当該異議手続で本件審理に関連し得る争点や判断が生じた場合には、その都度報告するよう当事者に求めた。

2) 無効攻撃の過多

裁判所は、約 50 の無効攻撃と 16 の先行技術文献が存在し、その内訳として、新規事項の追加 (added matter) 攻撃が 12 件超、新規性攻撃が 3 件、進歩性については約 30 の文献組合せが主張されていると指摘した。そして、「このような数の攻撃は手続にとって効率的でも、裁判所にとって持続可能でもなく、口頭審理で全てを議論することは不可能である」と明言した。

裁判所は、bioMérieux に対し、無効攻撃の数を絞り込むよう命じた。特に、進歩性については、攻撃の数を 3 件程度とすることが望ましい、新規事項の追加については、関心のある論点を示した上で、裁判所は補助請求 1、2、特に 3 を合理的な出発点とみなし、限定された数の攻撃から同補助請求を起点として審理を進めることに関心を示した。

bioMérieux は、攻撃数を裁判所が示した水準にまで絞り込むこと自体には同意したものの、将来の控訴を見据え、RoP 第 263 条に基づく請求の部分放棄 (部分的な法的請求の放棄) には応じない姿勢を明確にした。

そこで裁判所は、bioMérieux に対し、

- ・どの攻撃が「最も有望」と考えるか
- ・補助請求 1、2、3 を出発点として、どの攻撃を口頭審理および裁判所の準備の主たる焦点とするか
- ・新規事項の追加／新規性／進歩性ごとに、どの先行技術の組合せをどの補助請求に対して優先するか

を明確に特定し、優先順位付けを行うよう求めた。

3) 口頭審理の時間配分および構成

裁判所は、口頭審理の進行案として、以下のような構成を提示した。

- ・午前：約 2 時間 (10:15~12:15) でクレーム解釈、明確性、新規事項の追加を一括して審理する。
- ・昼休憩 1 時間の後、午後：1.5 時間で新規性及び進歩性を一括して審理する。

さらに、

- ・各ブロック内で、個別の攻撃・先行技術またはリンクした論点ごとに一定時間を割り当て、攻撃側の主張→即時反論→クローズという形でサブトピック単位で議論を完結させること
- ・例として、裁判所が関心を示した reagent unit 及び sample unit に関する新規事項の追加攻撃について 30 分 (各当事者 10 分の主張 + 5 分の答弁) を充てること

など、時間管理を具体的に提案した。

4) 取消訴訟と反訴

口頭審理では、取消訴訟 (ACT_48305/2024) と反訴 (CC_54050/2024) の双方を扱うこととされ、裁判所は bioMérieux に対し、両事件間での無効攻撃に実質的な差異があるか、特に「最も有望」とされる攻撃について差異があるかを明確にするよう求めた。

また、反訴事件に固有の証拠（Brush の証拠 CR-Inf 24 および Cavo/Tecan brochure CR-Inf 31）が、取消訴訟側の攻撃とどのように異なる役割を果たすのか、あるいは無視し得るのかについても説明を求めた。

なお、Labrador の特許権者適格（登録の正確性）に関する主張は侵害事件にのみ関連し、本無効事件のパネルでは検討不要であることが確認された。

5) 追加の書面・補助請求の再番号付け

裁判所は、原則として本件は追加証拠を要しないと判断したが、Labrador に対し、両事件において主請求および補助請求を再番号付けすることを命じた。

具体的には、修正済みクレーム 9 をクレーム 1 に、修正済みクレーム 14 をクレーム 2 に繰り上げる形で、各リクエストのクレーム番号と、Labrador が最終的に有効と主張する特許の構成とが対応するように整理することが求められた。

6) 訴訟価値（Value of the action）

当事者は、RoP 第 370 条第 6 項に基づき、訴訟価値を 500 万ユーロとする点では一致しているが、取消訴訟と反訴への当該価値の適用方法については見解が分かれている。

裁判所は、この種の問題は通常当事者間で解決されるべきものであり、裁判所の審理時間をできる限り実体的問題に振り向けるためにも、当事者間で合理的解決を図るよう促した。

7) 費用見積提出命令

裁判所は RoP 第 118 条第 5 項に基づき、当事者双方に対し、口頭審理前（期限は 2025 年 9 月 10 日）までに、回収を求める予定の法的費用についての暫定的見積り（preliminary estimate of legal costs）を提出するよう命じた。

これは、必要に応じて口頭審理の場で費用問題も議論し得ることを前提とするものである。

8) 期限の整理（Summary）

命令は、当事者に課された義務と期限を以下のように整理している。

- ・ bioMérieux（中間会議後 1 週間、遅くとも 2025 年 7 月 21 日まで）
 - もはや維持しない「特許付与時のクレーム」にのみ関する主張部分を特定し、それらがもはや関連しないことを明示すること。
 - 最も有望と考える無効攻撃を特定し、Auxiliary Requests 1, 2, 特に 3 を出発点とするどの攻撃に口頭審理および裁判所の準備を集中させるかを示すこと。
 - 新規事項の追加／新規性／進歩性の各カテゴリーについて、どの先行技術の組合せをどのリクエストに対して優先するかを特定すること。
 - 取消訴訟と反訴との間の無効攻撃に実質的な差異があるかどうか、あるならその内容、特に最も有望な攻撃に関する差異の有無を説明すること。
 - 反訴事件特有の証拠（Brush, Cavo/Tecan）がどのような関連性を持つのか、または無視し得るのかを説明すること。
 - 選択した攻撃をどのサブトピックに区分し、各サブトピックにどれだけの時間を割り当てたいかを提示すること。
- ・ Labrador（中間会議後 1 週間、遅くとも 2025 年 7 月 21 日まで）
 - 主請求および補助請求を、修正クレーム 9 をクレーム 1、修正クレーム 14 をクレーム 2 とする形で再番号付けし、両事件において提出すること。
- ・ 両当事者（2025 年 9 月 10 日まで）
 - 口頭審理において回収を求める予定の法的費用の暫定見積りを提出すること。

(3) 適用条文

Rule 105 – Holding the interim conference

5. Following the interim conference, the judge-rapporteur shall issue an order setting out the decisions taken.

(手続規則第 105 条 中間会議の開催)

5. 中間会議の終了後、報告裁判官は、当該中間会議においてなされた決定内容を定める命令を発しなければならない。)

Rule 106 – Recording of the interim conference

The interim conference shall be audio recorded. The recording shall be made available at the premises of the Court to the parties or their representatives after the hearing.

(手続規則第 106 条 中間会議の録音)

中間会議は音声により録音されるものとする。当該録音は、会議終了後、裁判所の施設内において当事者またはその代理人が利用できるようにされなければならない。)

Rule 263 – Leave to change claim or amend case

1. A party may at any stage of the proceedings apply to the Court for leave to change its claim or to amend its case, including adding a counterclaim. Any such application shall explain why such change or amendment was not included in the original pleading.

2. Subject to paragraph 3, leave shall not be granted if, all circumstances considered, the party seeking the amendment cannot satisfy the Court that:

- (a) the amendment in question could not have been made with reasonable diligence at an earlier stage; and
- (b) the amendment will not unreasonably hinder the other party in the conduct of its action.

3. Leave to limit a claim in an action unconditionally shall always be granted.

4. The Court may re-consider fees already paid in the light of an amendment.

(手続規則第 263 条 請求の変更または事件の補正の許可)

1. 当事者は、手続のいかなる段階においても、自らの請求を変更し、または事件内容を補正すること（反訴の追加を含む）について、裁判所の許可を求めることができる。

当該申請においては、なぜその変更または補正が当初の主張書面に含まれていなかったのかを説明しなければならない。

2. 第 3 項に従うことを条件として、すべての事情を考慮した結果、補正を求める当事者が裁判所に対し、次の事項を立証できない場合には、許可は与えられない。

- (a) 当該補正は、合理的な注意をもってしても、より早い段階では行うことができなかったこと。
- (b) 当該補正が、相手方による訴訟遂行を不当に妨げるものではないこと。

3. 訴訟における請求の無条件の限定については、常に許可される。

4. 裁判所は、補正の内容に照らし、既に支払われた手数料を再検討することができる。)

Rule 118 – Decision on the merits

5. The Court shall decide in principle on the obligation to bear legal costs in accordance with Article 69 of the Agreement. The Court may order in advance of the decision that the parties submit a preliminary estimate of the legal costs that they will seek to recover.

(手続規則第 118 条 本案に関する判決)

5. 裁判所は、協定第 69 条に従い、訴訟費用の負担義務について原則的に判断する。

裁判所は、判決に先立ち、当事者に対し、回収を求める予定の訴訟費用についての暫定的見積りを提出するよう命じることができる。)

Rule 370 – Court fees

6. The assessment of the value of the relevant action in paragraphs 3 and 5 shall reflect the objective interest pursued by the filing party at the time of filing the action. In deciding on the value, the Court may in particular take into account the guidelines laid down in a decision of the Administrative Committee for this purpose.

(手続規則第 370 条 裁判所手数料)

6. 第3項および第5項における当該訴訟の価値の算定は、訴え提起時において申立人が追求していた客観的利益を反映するものでなければならない。

裁判所は、訴訟価値を決定するにあたり、特に、この目的のために行政委員会の決定において定められた指針を考慮することができる。）

(4) まとめ

本命令は、本案の特許有効性そのものを判断するものではなく、手続規則第105条第5項に従い、中間会議(Interim Conference, IC)を踏まえて、今後の口頭審理の進行、無効理由の絞り込み、主張整理、補助請求の扱い、費用見積り提出等を指示するものである。

本件の特徴は以下の点にある。

- ・無効攻撃の数が極めて多い(約50件)
- ・先行技術文献が16件に及ぶ
- ・補助請求(Auxiliary Requests)1~3が提出されている
- ・取消訴訟と反訴が同一口頭審理で並行して審理される(予定である)
- ・EPO異議申立手続が並行して進行中であり、同手続の状況報告を裁判所が求めている

本件手続命令は、UPCにおける積極的ケースマネジメントを示す例であり、特に以下の点が実務上重要である。

- ① 無効攻撃の数は、とりわけ進歩性攻撃について3件程度にまで絞り込むことが求められ得る。
- ② 裁判所は、形式的な主張数に拘束されることなく、口頭審理での討議対象を一部の攻撃に限定する権限を行使し得る。
- ③ 問題解決アプローチで進歩性を論じる場合、最も有望な出発点の選択は裁判所ではなく当事者(特に無効を主張する側)の責任であり、攻撃の順位付けと論理的一貫性が求められる。
- ④ 補助請求(特にAuxiliary Requests 1~3)を起点として審理が組み立てられ得るほか、クレーム番号の再整理が命じられ得る。
- ⑤ 費用見積りは口頭審理前の提出が求められ、必要に応じて費用問題も口頭審理で議論され得る。(北出英敏)

3. 5 民事保全

----- 本案(特許侵害訴訟)を前提としない仮処分の申し立て⁽⁹⁾-----

UPCでは、我が国⁽¹⁰⁾とは異なり本案である特許侵害訴訟を前提としないで仮処分の申し立てをすることができる。以下、判決文の中の仮処分の付与と仮処分の執行のための担保の設定に係る判決を紹介する。

(1) 経過

申立人はスペインの企業 Steros GPA Innovative S.L. であり単一効を有する欧州特許 EP 4 249 647 B1 (以下「本件特許」)に基づき、UPC ハンブルグ地方部にドイツの企業 OTEC Präzisionsfinish GmbH (以下「被申立人」)に対し特許侵害を根拠とする仮処分の申し立てをした。本件特許「電解媒体およびその電解媒体を用いた電解研磨方法」は、2021年11月30日に出願され、2025年2月26日に欧州特許が付与された。単一効の付与請求は2025年3月21日に提出され同日中に認容許諾決定がなされた。仮処分の申し立ては2025年3月25日に提出された。被申立人は申立人と同様、電解研磨/電解仕上げ市場で事業を行っており、本件で問題とされている電解研磨/電解仕上げに使用される媒体も販売している。その中の電解媒体 EF 16-11 が被疑侵害品である。双方の当事者が提出した証拠方法に基づいて充足性、特許の有効性が審理され、いずれも肯定的な判断がなされた上で仮処分の執行が決定された。

申立人の請求は、

「I. 被申立人に対し、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フラ

ンス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スウェーデンにおいて、被疑侵害品の製造、提供、市場への投入、使用、輸出、またはこれらの目的での保有を停止するよう命ずること、

II. Iの命令に違反する各個別の事例について、被申立人は裁判所に対し最大25万ユーロの反復的な制裁金を支払うこと（必要に応じて繰り返し課される）。制裁金の額は、申立人の請求に基づき、ハンブルク地方部が決定すること、

III. 被申立人は本件手続の費用を負担すること、

IV. 上記の命令は直ちに強制執行可能であること」

である。

（2） 裁判所の判断

1) 命令の理由

（i） 仮処分の付与

被申立人は、「本件では仮処分を発令する必要があるため申立人の請求は却下されるべきである、申立人には訴権がない」などと主張し、その理由として、「申立人は客観的な緊急性について何ら理由を示していないし、被申立人が被疑侵害品を使用することで申立人の市場機会が奪われていることも立証していない」と陳述した。

これに対し裁判所は、「申立人は統一特許裁判所協定（以下「UPCA」）第47条第2項に基づき、裁判所に対する訴権を有する。」と基本原則を示した上で、「手続規則（以下「RoP」）211.2（手続規則第211条第2項等と表記する。以下同様）は、UPCA第62条4項（同第9条第3項、指令2004/48/EPも参照）と併せて、裁判所が仮処分の申立人に対し、十分な確実性をもって裁判所を納得させるに足る合理的な証拠を提出するよう求めることができる」と定めている、すなわち、申立人がUPCA第47条に基づき訴権を有すること、対象特許が有効であること、特許が侵害されている、または侵害が差し迫っていること、である。この十分な確実性とは、裁判所が、申立人が訴権を有し、かつ特許が侵害されていると判断することが、少なくとも五分五分よりも高い蓋然性であることを意味する。訴権および特許の侵害または侵害の差し迫りを基礎づける事実、ならびに申立人がその請求を支持するものと主張している上記以外の状況についての主張・立証責任は、申立人にある（訳注：判例がいくつか列挙されているが省略する。以下も“訳注”を付さないが同様。）」と説示した。

そして以下のように判示して被申立人の請求を退けた。

「これらの原則に基づき、申立人は、自らの権限が五分五分より高い蓋然性で認められることを示す主張・立証責任を負う。

これらの要素に関して、被申立人は、UPCA第47条および手続規則第8条第5項及び同第211条第2項に基づく申立人の仮差止命令およびその他、仮差押え等の訴権についての強い推定を実質的には争っていない。」

（ii） 仮処分の執行のための担保

仮処分が執行された後で特許が無効になるなどの事情により取り消されて、被申立人が損害を被った場合を想定して、裁判所は申立人に対して相当額の担保を立てさせることがある。これに関しUPC裁判所は、「必要に応じて、UPCA第82（2）条に基づき、仮処分の執行は担保の提供を条件とすることができる。これは特に差止命令において重要である。仮処分の執行に関しては、手続規則第211条第5項の第1文に反映されており、裁判所は、仮処分が後に取り消された場合に被申立人に生じ得る損害に対する適切な補償を確保するため、申立人に担保の提供を命じることができる。さらに手続規則第352条第1項によれば、裁判所の判決や命令は、法的費用・その他の費用、執行後に取り消された場合の損害補償を確保するため、当事者間で（供託金、または、銀行保証その他による）担保の提供を条件とすることができる。

また、手続規則第213条第2項に基づき、仮処分が取り消された場合、または申立人の行為・不作為により失効した場合、あるいは後に侵害が存在しなかったと判明した場合には、裁判所は被申立人の請求により、仮処分の執行によって生じた損害に対する適切な補償を申立人に命じることができる。さらに手続規則第354条第2項によれ

ば、裁判所の執行可能な判決または命令が後に変更または取り消された場合、裁判所は、その判決・命令を執行した当事者に対し、相手方に生じた損害の補償を命じることができる。

担保の提供は、当事者の申し立てを条件とするものではない。被申立人の意見を聴くことなく仮処分が命じられた場合、特別の事情がない限り、裁判所は申立人に対し適切な担保の提供を命じなければならない（手続規則第213条第2項、第2文）。したがって、*ex parte* の仮処分では担保命令が原則であるが、被申立人が意見を述べる機会を与えられた *inter partes* の仮処分では、裁判所は担保命令について裁量（上記で参照している手続規則第211条第5項第1文によると、“できる”とある）を有する。」と原則を説示し、

「本件の事情に照らすと、裁判所は担保提供を命じる理由を認めない。裁判所が職権で担保提供を命じる理由がないと判断した場合でも、被申立人はなお、本案審理の結果が異なる可能性、仮処分が取り消された場合にこれによって被る損害の補償命令の執行が過度の負担となる事情を主張・立証することができる。この場合、立証責任は原則として被申立人にある。過度の負担とは、例えば、申立人の財務状況や補償命令が執行される地域に適用される外国法及びその外国法の適用に関連する。

被申立人は異議申立の中で、執行のための担保提供を求めた。しかし、手続規則第211条第5項の文言を引用しただけで、そのような命令を必要とする理由は一切示されていない。被申立人は、なぜ担保提供命令が必要なのか、本件でどのように損害額が算定され得るのか、について具体的な説明をしていない。申立人がこの点を指摘した後も、被申立人から追加の主張はなかった。したがって、裁判所は、被申立人の申し立てに基づいて担保提供を命じる理由を認めない。」

と、被申立人の請求を退けた。

2) 命令

「I. 被申立人は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニアおよびスウェーデンにおいて、被疑侵害品の製造、提供、市場への投入、使用、輸出、またはこれらの目的での保有を行うことを停止し、差し控えなければならない。

（中略）

II. 上記 I. の命令に違反した個別の事案ごとに、被申立人は裁判所に対し最大 250,000 ユーロの反復的制裁金を支払わなければならない（必要に応じて繰り返し適用される）。制裁金の具体額は、申立人の請求に基づき、ハンブルク地方部裁判所が決定する。

III. 被申立人は、本件手続の費用を支払わなければならない。

IV. 上記の命令は、直ちに執行可能である。」

(3) 適用条文

(1) RoP 211 ---Order on the Application for provisional measures

1. The Court may in particular order the following provisional measures:

(a) injunctions against a defendant;

(b) the seizure or delivery up of the goods suspected of infringing a patent right so as to prevent their entry into or movement within the channels of commerce;

(c) if an applicant demonstrates circumstances likely to endanger the recovery of damages, a precautionary seizure of the movable and immovable property of the defendant, including the blocking of his bank accounts and other assets;

(d) an interim award of costs.

2. In taking its decision the Court may require the applicant to provide reasonable evidence to satisfy the Court with a sufficient degree of certainty that the applicant is entitled to commence proceedings pursuant to Article 47, that the patent in question is valid and that his right is being infringed, or that such infringement is imminent.

3. In taking its decision the Court shall in the exercise of its discretion weigh up the interests of the parties and, in particular, take into account the potential harm for either of the parties resulting from the granting or the refusal of the injunction.
4. The Court shall have regard to any unreasonable delay in seeking provisional measures.
5. The Court may order the applicant to provide adequate security for appropriate compensation for any injury likely to be caused to the defendant which the applicant may be liable to bear in the event that the Court revokes the order for provisional measures. The Court shall do so where interim measures are ordered without the defendant having been heard unless there are special circumstances not to do so. The Court shall decide whether it is appropriate to order the security by deposit or bank guarantee. The order shall be effective only after the security has been given to the defendant in accordance with the Court's decision.
6. The order on provisional measures shall indicate that an appeal may be brought in accordance with Article 73 of the Agreement and Rule 220.1.

Relation with Agreement: Article 62 (2) and (4)

(手続規則第 211 条 仮処分の出願に対する命令)

1. 裁判所は、特に以下の仮処分を命じることができる。
 - (a) 被告に対する差止命令
 - (b) 特許権を侵害している疑いのある物品について、商流への流入または商流内での移動を防止するための差押え又は引渡し命令
 - (c) 申立人が損害賠償の回収が危険にさらされるおそれのある事情を示した場合、被告の動産および不動産の保全差押え（銀行口座その他の資産の凍結を含む）
 - (d) 暫定的な費用負担命令
2. 裁判所は決定を行うにあたり、申立人が相当程度の確実性をもって以下を示すための合理的な証拠を提出するよう求めることができる。

すなわち、申立人が協定第 47 条に基づき訴訟を提起する資格を有すること、当該特許が有効であること、そしてその権利が侵害されている、または侵害が差し迫っていること。
3. 裁判所は決定を行うにあたり、裁判所の裁量により当事者双方の利益を比較衡量し、特に、差止命令を認める場合または拒否する場合にいずれの当事者に生じ得る潜在的損害を考慮するものとする。
4. 裁判所は、仮処分の申し立てにおける不当な遅延を考慮するものとする。
5. 裁判所は、仮処分命令が取り消された場合に申立人が負担する可能性のある、被告に生じ得る損害に対する適切な補償を確保するため、申立人に対し十分な担保の提供を命じることができる。被申立人の意見を聴くことなく仮処分が命じられる場合には、特段の事情がない限り、裁判所は担保提供を命じなければならない。裁判所は、担保を供託によるものとするか、銀行保証によるものとするかを決定する。命令は、裁判所の決定に従って被告に担保が提供された後にのみ効力を生じる。
6. 仮処分命令には、UPCA 第 73 条及び RoP220.1 に従い不服申し立てが可能である旨を記載しなければならない。

協定との関係：UPCA 第 62 条 (2) および (4)

(2) UPCA Article 62 ---Provisional and protective measures

1. The Court may, by way of order, grant injunctions against an alleged infringer or against an intermediary whose services are used by the alleged infringer, intended to prevent any imminent infringement, to prohibit, on a provisional basis and subject, where appropriate, to a recurring penalty payment, the continuation of the alleged infringement or to make such continuation subject to the lodging of guarantees intended to ensure the compensation of the right holder.
2. The Court shall have the discretion to weigh up of the interests of the parties and in particular to take into account the potential harm for either of the parties resulting from the granting or the refusal of the injunction.
3. The Court may also order the seizure or delivery up of the products suspected of infringing a patent so as to prevent their entry into, or movement, within the channels of commerce. If the applicant demonstrates circumstances likely to endanger the recovery of damages, the Court may order the precautionary seizure of the movable and immovable property of the alleged infringer, including the blocking of the bank accounts and of other assets of the alleged infringer.

4. The Court may, in respect of the measures referred to in paragraphs 1 and 3, require the applicant to provide any reasonable evidence in order to satisfy itself with a sufficient degree of certainty that the applicant is the right holder and that the applicant's right is being infringed, or that such infringement is imminent.

5. Article 60 (5) to (9) shall apply by analogy to the measures referred to in this Article.

(統一特許裁判所協定第62条 仮処分および保全措置)

1. 裁判所は、命令により、以下を目的とする差止命令を、被疑侵害者または被疑侵害者が利用する仲介者に対して発することができる。すなわち、差し迫った侵害を防止すること、暫定的に、必要に応じて反復的な制裁金を条件として、被疑侵害の継続を禁止すること、または権利者への補償を確保するための保証金の提供を条件としてその継続を認めることである。

2. 裁判所は、当事者双方の利益を比較衡量する裁量を有し、特に、差止命令を認める場合または拒否する場合にいずれの当事者に生じ得る潜在的損害を考慮するものとする。

3. 裁判所はまた、特許を侵害している疑いのある製品について、商流への流入または商流内での移動を防止するための差押えまたは引渡しを命じることができる。申立人が損害賠償の回収が危険にさらされるおそれのある事情を示した場合、裁判所は、被疑侵害者の銀行口座その他の資産の凍結を含む、動産および不動産の保全差押えを命じることができる。

4. 裁判所は、第1項および第3項に記載の措置に関して、申立人が権利者であり、その権利が侵害されている、または侵害が差し迫っていることを相当程度の確実性をもって裁判所に納得させるため、合理的な証拠の提出を求めることができる。

5. UPCA 第60条(5)～(9)は、本条に規定する措置に準用される。

(4) まとめ

本件では、申立人はEPO特許を獲得したその日にUnitary Patent登録申請を行いその4日後に仮処分の申請を行っている。EPOは特許出願から付与までの期間が長い(本件では4年間であるが、EPOの実務からいうと平均より短い)。そして、UPCA第60条及び手続規則第192条～第199条は、ベルギー、フランス及びイタリアなどの大陸法の管轄区におけるSaisie-contrefaçon⁽¹¹⁾を取り入れており特許権者が証拠保全・敷地査察の命令を獲得することができ、これにより一方的な差止命令を獲得することが可能である⁽¹²⁾。このため特許権者、専用実施権者(もしあれば、独占的通常実施権者)は自己の権利の侵害を確認したときには、被疑侵害者に対して速やかにこの強力な措置を取るであろう。申立人の請求により、緊急性を要し、かつ、侵害の蓋然性が高く被疑侵害者に事前通知すると証拠隠滅の虞があるような事案(ex parte)では担保を立てさせた上で、被申立人が出廷することなく仮処分が執行されるが、inter partesでは被申立人の抗弁・陳述によって担保の有無と金額が決定される。担保を立てさせるためには、被申立人はその必要性を具体的かつ定量的に主張する必要があるとされ、本件では被申立人の陳述が具体性を欠くとの判断で担保は設定されなかった。

裁判官が充足性と特許の有効性に肯定的な判断をし、若しくは裁判官にその方向の心象が確立している場合には、特許権者側(申立人)に有利に働く法制度のように思われる。(加藤佳史)

4. おわりに

前稿⁽¹³⁾で我が国の企業の欧州統一特許(UP)への登録が他国と比べて低いことを報告した。それから1年経過した本稿執筆時点(2026年2月)でもこの状況に変わりはない。国・地域別でみると、1位が当然ながらEPO諸国で57.44%、2位アメリカ17.56%、3位中国8.57%、4位その他8.5%、5位韓国4.71%、そして日本は6位4.21%である⁽¹⁴⁾。企業別の順位でみると、1位はSAMSUNG GROUP、2位TATA GROUP、3位QUALCOMMであり、1年前と比べて上位の順位の入れ替えがある。QUALCOMMが上位となったのは最近のAIブームでGPUの生産量が急増していることと関係していると思われるが、インドの多国籍企業TATA GROUPの躍進の理由は何であろうか。国・地域別で4位のその他とは、インドと香港(CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY)のことである。

また、1年前には上位25位までに日本企業は無かったが、トヨタ自動車が19位に上がってきている。

昨年9月にEPO長官のAntónio Campinos氏が日本弁理士会を訪問した際、日本からUPへの登録が少ないことに言及された。EPOでも日本からのUP登録の少なさを注視しているようである。日本企業からUPへの登録が少ないのはひとつには事業展開する市場によるが、日本人は未知の領域に踏み込むのに非常に慎重であることにもよると考えられる。

本稿が、我が国の企業がUPCの裁判を俯瞰するのにお役に立てたならば幸いである。

5. 参考文献等

- (1) 2025.9.10、パテント第78巻第10号、pp109～117
- (2) <https://www.unifiedpatentcourt.org/en/decisions-and-orders>
- (3) UPCの実務により証拠保全も含めた。
- (4) 2025.4.29, UPC_CFI_11/2025 (ACT_831/2025, ORD_20415/2025)
- (5) 2025.4.25, UPC_CFI_792/2024 (App_61708/2024, ORD_64124/2024)
- (6) 2025.4.2, UPC_CoA_5/2025 (APL_289/2025)
- (7) 2024.4.24, UPC_CoA_404/2023 (APL_584498/2023)
- (8) 2025.7.18, UPC_CFI_497/2024 (ACT_48305/2024), UPC_CFI_571/2024 (CC_54050/2024)
- (9) 2025.6.16, UPC_CFI_281/2025 (ACT_14764/2025, ORD_28305/2025)
- (10) 民事保全法第12条第2項
- (11) 裁判所が認定した被疑侵害者に対して何の通知も前ぶれもなく執行官が（時には警察官を伴い）その敷地内に立ち入るので、被疑侵害者は侵害に係る証拠を移動させたり処分したりすることができない（Wikipedia）。
- (12) 2025.6.3, CNCPI（フランス弁理士会）が国際活動センターとの共催により弁理士会館で行ったオープンセミナー議事録（会員専用）より。
- (13) 前出1)
- (14) 2026.2.25, <https://epo.org/en/about-us/>

（原稿受領 2026.3.11）